

2023年度  
関西学院大学ロースクール  
B日程

一般入試（法学既修者）

憲法問題

《13:30～14:50》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【憲法問題】

次の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

### 〔設問1〕

次の(1)または(2)のいずれかを選択し、10行程度で説明しなさい。

- (1) 投票価値の平等
- (2) 国政調査権

### 〔設問2〕

Xは、その居住する市内にA社が石炭火力発電所の建設を計画していることを知った。石炭火力発電所が建設されると、近隣では大気汚染による健康被害が懸念されるほか、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の大量排出による気候変動の加速のおそれ指摘されている。そこで、Xはこの計画に反対するため、A社の職員宿舎に赴いて、「石炭火力発電所建設に反対!」、「A社は環境破壊をやめろ!」などと書いたビラを集合ポストに投函しようと考えた。同宿舎の集合ポストは、玄関を入ったエントランスホールに設置されている。

Xは、同宿舎のエントランスホールに入ったが、集合ポストの近くに置かれていたゴミ箱内に、投函された広告チラシやパンフレットが大量に捨てられていることに気づいたため、集合ポストにビラを投函するのではなく、各住戸のドアポストに直接投函することに決めた。Xは、エントランスホールから各住戸に続く廊下に立ち入ろうとしたところ、その入り口部分の壁に「ここから先は、居住者以外は立ち入りできません。集金や工事施工などで立ち入る場合は、管理人室前の名簿に名前と用務を記帳してください。」と書かれた張り紙が目立つように掲げてあった。Xはその張り紙に気づいたが、ビラ配布のための短時間の立ち入りなら大丈夫だと思い、記帳をせずに廊下や階段などの共用部分に立ち入り、1階から4階までの各住戸のドアポストにビラを投函した。その際、Xは、いくつかの住戸のドアポストに、宅配ピザのチラシが入っているのを確認した。

Xのビラ配布行為に気づいた住人は、XがA社の計画への反対運動のために無断で宿舎に立ち入ったことを警察に通報したため、Xは宿舎から出たところで警察の職務質問を受け、刑法130条前段違反を理由に現行犯逮捕された。Xは、その後の刑事裁判で無罪を主張している。

この事案に含まれる憲法上の問題を検討しなさい。

2023 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：憲法】

《出題趣旨》

---

〔設問 1〕においては、憲法学における基本的事項についての知識を問うことに主眼を置いて出題がなされている。具体的には、(1) では付随的違憲審査制を、(2) では内閣による法案提出の合憲性について、その基本的内容を端的に説明することが求められていた。本問においては(1)と(2)のいずれかを選択すればよかったため、知識に不安のある者はそれを避けて解答することが許されている。もともと、(1)と(2)のいずれもがいわゆる統治分野からの出題であったため、統治分野が全般的に苦手だという受験生にとっては、本問は若干難しく感じられたかもしれない。しかし、(1)と(2)で問われていたのは、ともに統治分野においては最重要事項といえるほどの基本的なことがらである。したがって、もしこれらについての理解が不十分と感じられたならば、統治分野についての十分な復習が望まれよう。また、〔設問 1〕におけるこのような出題は、受験生に向けた本学からのメッセージでもある。すなわち、法科大学院に既修者として入学を志す者からには、統治分野についてもないがしろにすることなくしっかりと学習を積んでいただきたい、ということである。既修者としての進学を考えている人は、是非ともこの点を心に留めていただきたい。

〔設問 2〕においては、憲法上の権利が問題となっている具体的事案について、基本判例を参考にしつつ検討する能力が備わっているかを測定することが目指されている。本問の事案は、防衛庁立川宿舎ビラ投函事件判決（最二判平成 20 年 4 月 11 日刑集 62 巻 5 号 1217 頁）や葛飾分譲マンションビラ投函事件判決（最二判平成 21 年 11 月 30 日刑集 63 巻 9 号 1765 頁）が素材となっており、解答に際しても、そこで展開された判断枠組み等を参考にして検討することが求められていた。また、本問では、法的三段論法に即した基本的な論述能力が備わっているかも、あわせて問われていた。したがって、解答にあたっては、具体的な事案の中から憲法上の問題点を明らかにし、ただ闇雲にこれを検討すればよかったわけではない。検討に際しては、まずその検討を行うにふさわしい適当な憲法の条文を選択し、その上で、当該事案の性質や事案類型に即した判断枠組みを定立し、自らの定立した判断枠組みに基づいて具体的な検討を行うことが求められていた。

なお、本問では合憲論・違憲論のいずれの立場をとっても構わない。しかし、いずれの立場を採用するにせよ、本問を解答するにあたっては、対立する見解を踏まえた説得的な論述を展開することが求められている。そして、主張したい内容を適切に言

語化し、論理の飛躍なく十分な理由づけを行うとともに、全体として一貫性のある論述となっていることが求められていることを、最後に付言しておく。

《解説・講評》

---

〔設問 1〕

(1) 投票価値の平等については、まず「投票価値の平等とは、選挙における 1 票の重みが選挙人間で等しいことである。」といった具合に、端的にその意味内容を指摘することが必要である。そのうえで、どのような理由で投票価値の平等が憲法上要請されるのかについても触れておきたい。すなわち、「平等選挙の原則（憲法 14 条 1 項）から、選挙において形式的に一人一票が確保されることが求められるが、選挙区間で選挙人が不均衡であると、1 人複数票を有することにもなりかねない。そこで、投票効果に着目する観点から、選挙人間の一票等価値が、すなわち投票価値の平等が要請されることになる。」といった具合にである。

さらに、投票価値の平等をめぐる訴訟においては、最高裁は、①著しい投票価値の不平等があり、②国会が合理的期間内に是正しなかったときに、違憲になるとしている。このような判断枠組みについてや、衆議院と参議院とで一票の較差の基準が異なっていることについての指摘がなされていることが、本問では求められていた。

(2) の国政調査権については、まず「国政調査権とは、議院がその権能行使に必要な国政上の情報を自らの権威で収集することができる権能をいう。」といった具合に、その権能の意味内容を明らかにすることが必要である。そのうえで、国政調査権の法的性格に関する独立権能説と補助権能説の対立があることを指摘し、通説や実務においては後者が採られている旨にも言及されたい。そして、国政調査権の範囲と限界について、具体例を添えながら（例えば司法権との関係や人権との関係など）明らかにすることまでが、本問では求められていた。

〔設問 2〕

本問では、政治的主張を記載したビラを投函する目的で、他人が管理する宿舎に無断で立ち入った行為を刑法 130 条前段の罪に問うことが、表現の自由（憲法 21 条 1 項）を侵害しないかが問題となる。解答にあたっては、先例となる①防衛庁立川宿舎ビラ投函事件判決（最二判平成 20 年 4 月 11 日刑集 62 巻 5 号 1217 頁）および②葛飾分譲マンションビラ投函事件判決（最二判平成 21 年 11 月 30 日刑集 63 巻 9 号 1765 頁）を踏まえた立論が求められる。

X が宿舎の共用部分に無断で立ち入った行為は、刑法 130 条前段の住居侵入罪の構成要件に該当し得るが、それは政治的ビラの配布という表現の自由の行使のためであった。このような行為を処罰すること（本件処罰）は表現規制にあたるため、表現

の自由との関係で許されるのかが問われる。

まず、本件処罰の規制態様が問題となる。判例は、「表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために本件管理組合の承諾なく本件マンション内に立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われている」（前記②判決）とし、本件処罰が表現の手段に対する規制すなわち表現内容中立規制であると捉えている。しかし、本件ではA社の計画に反対するビラが問題となっていたこと、また、宅配ピザのチラシなどの広告チラシは不問とされているのに政治的ビラについてだけ本件処罰を行うことは、特定の政治的主張を狙い撃ちにする表現内容規制と捉えることも可能であろう。

次に、たとえ本件処罰が表現の手段に対する規制（表現内容中立規制）に過ぎないとしても、表現の自由に対する規制であることには変わりはないため、行き過ぎた規制は許されないのではないかが問題となる。もちろん、宿舎に承諾なく立ち入ることには、管理権者の管理権や住民の私生活の平穏という利益を侵害するため、これらの利益と表現の自由との衡量が必要となる。この点について、判例は、「本件で被告人が立ち入った場所は、本件マンションの住人らが私的生活を営む場所である住宅の共用部分であり、その所有者によって構成される本件管理組合がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入りすることのできる場所ではない。たとえ表現の自由の行使のためとはいっても、そこに本件管理組合の意思に反して立ち入ることは、本件管理組合の管理権を侵害するのみならず、そこで私的生活を営む者の私生活の平穏を侵害するものといわざるを得ない。」とし、マンションの共用部分が「私的空間」であることを強調して、管理権者の意思を重視している。しかしこれに対しては、廊下や階段などの共用部分と専有部分とでは要保護性に違いがあること、また、ビラ配布のための平穏な短時間の立ち入りは住民の私生活の平穏を侵害するものではないことを指摘して、表現の自由との衡量をより丁寧に行うことが考えられる。

違憲主張の方法も問題となるが、刑法130条前段の規定それ自体が表現の自由を制限するものではないため、同規定を違憲であると主張することは難しい。そこで、刑法130条前段がXの表現行為に適用される限りにおいて憲法21条1項に違反するという適用違憲を主張することが考えられる。また、刑法130条前段の構成要件を表現の自由に合うように解釈すべきという憲法適合的解釈を行うことも考えられる。これによると、ビラ配布のための短時間の立ち入りが、通常は、私生活の平穏を害することではなく、また管理権者の管理権を不当に害するものではない一方で、ビラ配布が政治的主張を伝える重要な表現方法であることを考慮すれば、ビラ配布のための立ち入りは、表現の自由の趣旨を踏まえると、刑法130条前段の構成要件に該当しないと評価すべきことになる。

なお、最高裁は、本問のような事案において、一貫して、「憲法21条1項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制

限を是認するものであって、たとえ思想を外部に発表するための手段であっても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されない」との判断枠組みを提示している。そして、この「不当に害する」か否かが、まさに合憲・違憲の分かれ目となるのだが、あいにくほとんどの受験生は、こうした判例の判断枠組みには関心を払っていなかった。ただ、憲法の場合、司法試験においても明示的に判例の参照が求められているので、日頃の学習から判例への関心を高めておくことが、ことさら重要だと思われる。

以 上